

# 会報

第 110 号

国立大学協会

昭和 60 年 11 月

(第35卷第4号 通卷第110号)

# 会報

第110号

11  
月号

国立大学協会事務局

## 目次

## ●エッセー

ボケ老人にならないために 三重大学長 井澤 道 3

事業報告

## ■諸会議議事要録(昭和60年7月～9月)

第1常置委員会(7.29)	7
国立大学のあり方について	
第1常置委員会(9.30)	10
国立大学のあり方について	
第3常置委員会(9.20)	14
就職問題について	
保健管理センターの整備充実について	
第6常置委員会(9.12)	19
授業料の問題について	
国立大学特別会計に関する諸問題について	
教員養成制度特別委員会(7.12)	20
今後の教員養成の諸問題について	
図書館特別委員会(8.8)	23
学術情報センターの整備促進について	
(第19回)入試改善特別委員会(9.10)	24
受験機会の複数化について	
大学院問題特別委員会(9.18)	26
委員の交代について	
委員会の今後の運営方針について	
●諸会合(昭和60年7月～9月末までの開催会議)	28

要望書

学術情報センターの創設に関する要望書	29
--------------------	----

その他

学長等の異動	31
寄贈図書	32

■編集後記

## ボケ老人にならないために

三重大学長 井澤 道

\*

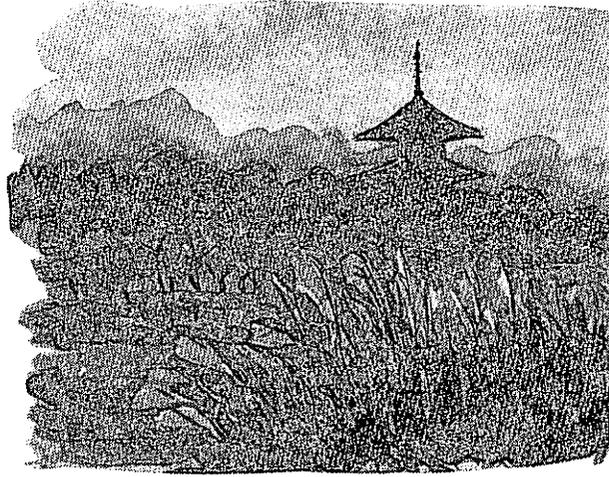
来るべき高齢化社会での問題点として、最近ボケ老人対策が大きくクローズアップされています。三重県の調査では、在宅老人の約1.6%、特別養護老人ホーム入所者の約40%、精神病院入院の老人の約65%が痴呆患者であるという成績が出ています。

誰しもボケ老人になりたくないと考えておられることと聞いていましたら、最近の臨教審ニュースの中で、岡本道雄会長が、「老人になって呆けることはまた天の恵であって、呆けずに死の床にあるのは耐えられないのではないか。大切なのは可愛く呆けることであって、にくらしい呆け方はしないことである。それには平常元気な若い時からの心構えが必要であり、これも教育の問題である」と述べておられました。なるほどこれは一つの識見であると思いましたが、可愛いかどうかは周囲の人の見方によるもので、ボケた本人にはわからないことでしょうし、若い時からの心構えが大切といわれると、今更若い時から不心得の私ごとき老人にはどうしようもありません。可愛く呆けることは仲々難しいことと思います。奈良県あたりのポックリ寺が大繁昌しているところをみると、出来ればボケないでポックリとこの世からおさらばすることが、多くの老人の望んでいるところではないでしょうか。

先般ある雑誌を見ていましたら、ボケ老人になるのを確実に予防する方策はないということで、一寸がっかりしましたが、ボケ老人、すなわち医学的な言葉でいう老人性痴呆には、脳細胞の変性による老年性痴呆と、脳の血管障害による痴呆の二種類があります。前者は永年使っている脳の細胞が老朽化しておこるもの

で、これは機械が古くなって摩滅するのと同様に仕方ありませんが、後者の脳の血管障害というのは脳の動脈硬化症によるもので、例えば脳卒中の後遺症としておこってくるものがその中にはあります。脳の動脈硬化をおこさないためには、日常から高血圧や高脂血症を抑えるよう注意することである程度予防が可能といえましょう。動脈硬化は小児期から徐々におこりはじめるといわれており、絶対的にこれを防ぐことは出来ませんが、二十歳代の若い時期から、動物性脂肪や食塩の摂り過ぎに注意することによって、その出現をなるべく遅らせ、その程度を出来る限り軽くすることは可能であるということです。

理屈はわかっている、仲々実行の難しいのが人間の業で、今さら不摂生な生活を改めても遅すぎると、他人ごとのように聞き流してしまっていたところ、天罰颯面、昨秋ある結婚式の披露宴に招かれて、シャンペンで乾杯をしたまではよかったのですが、そのうちだんだんと目先が暗くなって、ホテルの一室で休息をとるという不始末をしでかしました。なにしろ永年自分の健康に自信をもっていた、というより無関心であったものが、生まれてはじめての経験でびっくり仰天、翌日早速内科医に受診したところ、高血圧があるので精密検査を要するということが一週間の入院と相成りました。普段の血圧を聞かれても、これまで計測したことがありませんので返答出来ず、正に医者の不養生を地で行く失態で、定期検診をいつもスッポ抜かしていた報いを身にしみて味わいました。それからは医師の監督のもとでの厳しいカロリー制限と減塩食によって、ようやく血圧は正常に復しました。食物の塩味というのは、離乳食から幼児期にかけての食習慣で決まるとされていますので、この年になってから、薄味の食生活を実施することは仲々の苦勞ですが、脳卒中からボケ老人にならないために、已むを得ず塩からいものを注意して避けていますが、最近やっとなじんで参りました。



昔から頭をよく使うことが、ボケの予防に大切といわれていますが、それも使い方が問題であって、受身ではなく、刺激に対して反応を示すような多様な使い方でないといけないといわれています。色々なことに関心と興味をもって頭を使うことですが、例えば文章を書いたり講演をすることなど、最良の頭の使い方と思われまます。俳句や短歌などの趣味をもっている人は、ボケることが少ないといわれていますし、また音楽の指揮者は多くの楽譜を暗記して、長時間にわたって全身で指揮棒を振っているので長命の人が多く、ボケる人が少ないといわれていますが、周囲を見わたしてみると、なるほど、そう言われればその通りと納得出来ます。

また体をよく動かすことは、脳の血液循環を増すことになって、間接的に老人ボケを防ぐ効果があるということです。二十年ほど前に空巢にはいられたとき、調べに来た警官に盗難予防法を尋ねたところ、まあ犬を飼うくらいのことですか、という頼りない返事がかえってきました。防犯ベルをつけて日夜警戒するほどの資産家でもないで、それ以来駄犬を飼っております。豪雨にでもならない限り盆正月もなく、朝夕それぞれ三十分ほど犬を連れて散歩していますが、適当な駆足も加わって、盗難予防というよりも、むしろ知らず知らずの間に私の健康維持に役立ってきたのではないかと思います。

退官も間近かとなって、これからどのように余生を送るかについて考える時になって参りました。今まではボケ老人のことが念頭になかったものですから、やれやれこれからのんびりと、趣味の釣りと草花作りでもして楽しもうという考えで参りました。釣りといえば当地方は非常にめぐまれており、磯釣りで有名な岩場も少なくないようですが、石鯛などの大物をねらう玄人の域ではなく、小舟に乗ってキスやベラなどの小魚を釣り上げる五目釣りなのですが、それも今までは年に数える程の機会しかありませんでした。ただ晩夏から中秋にかけては、大学キャンパスの横を流れている川でもハゼがよく釣れます。特に国道をまたぐ橋の上がよい釣場という話を聞いているのですが、雨合羽を着て橋の上で釣りをしたりすると、たちまち地方紙を賑わすことになるので、已むなく約十キロばかり離れた川に暇を見つけては出かけております。趣味と実益をかねて、これからは自由の身になって大に楽しもうと思っておりましたが、ストレスの解消にはなるものの頭の使い方という点からいえば、園芸同様に失格のようです。囲碁は確かに頭を使うことからいうとよい趣味と思われませんが、相手がいないとこれも実行できません。国大協の総会が神田学士会館であるとき、いつも会館の娯楽室で多くの老先生が碁盤を囲まれている様子を拝見して、非常に羨しいことと思っておりますが、地方ではこれも望めません。結局のところこれからは、今まで学長職に専念していたため、御無沙汰し勝ちであった学会や研究集会に努めて出席して、六年間の空白を取りもどすよう難しい講演を拝聴したり、図書館で新刊の学術雑誌を読むことなど、永年身についた昔の生活にかえることが、一番安易な道のようなのですがボケ予防になると思っております。果してうまく頭を切りかえることが出来ますやら、永続き出来ますやら、全く自信のないことですが、少しでもボケないように努めるべく、あれこれと思いをめぐらせている今日この頃です。

# 事業報告

## 諸会議議事要録

### 第1常置委員会

日時 昭和60年7月29日(月) 14:00~16:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 石田委員長

藤井, 黒田, 福田, 小菅, 阿部, 藤巻, 花輪,  
北條, 八木, 新野, 近藤, 檜, 添田, 安永,  
遠藤各委員

下沢, 高田, 宮野各専門委員

石田委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のような挨拶があった。

山村(前)委員長の下で2年半に亘って検討を続けてきた「大学の在り方」についての検討結果が、このたび「中間報告」としてまとめられたので、前回の委員会(6.20)において、本委員会の今後の検討テーマについて審議した結果、これまでの審議内容を継承して、特に「国立大学における大学のあり方」ということに問題を絞って検討を進めるということになった。

国立大学を取りまく情勢は、第二臨調での審議を契機に俄に厳しいものとなってきたが、臨時教育審議会においてもこれから基本答申へ向けての審議において大学の設置形態の問題、とりわけ国立大学の在り方の問題が論議の俎上にのぼることが予想される。このような状況に対処するため、国大協としてもこの際、国立大学の存在意義について一応の理論構築をしておく必要があるのではないかと思われる。

そのようなことから、前回の委員会では、今後の審議の促進を図るため以下の6つの検討テーマを設定し、それぞれその担当者に検討資料

の準備をお願いすることになったので、本日はその報告を基にご協議をお願いしたい。

- ① 社会からみた国立大学のあり方(北條委員)
- ② 他大学との比較において国立大学のあり方(添田委員)
- ③ 国外からみた日本の国立大学のあり方(近藤委員)
- ④ 人文科学の活性化を目標とした国立大学のあり方(阿部委員)
- ⑤ 学内の後継者養成からみた国立大学の意義とあり方(花輪委員)
- ⑥ 行財政硬直化の実例からみた国立大学のあり方(福田委員)

以上のような挨拶があったのち、議事に入った。

〔議事〕

#### ◎ 国立大学のあり方について

これについて委員長より次のように述べられた。

初めに各テーマごとにその分担者からの説明

を伺い、そのうえでそれに対する質疑および意見の交換を行うことにしたい。

#### (1) 社会からみた国立大学のあり方

これについて北條委員より、配付資料を基に次の各項目の内容について説明があった。

##### ① 基本認識のずれ

- 1) 小・中・高の単なる延長としての大学
- 2) 学問の自由の意義と必要性
- 3) 大学の自治の意味
- 4) その他

##### ② 私立大学との関連

##### ③ 高度成長に伴う企業的発想の台頭 競争原理、付加価値論、活性化論

##### ④ 社会における判断力、評価力の不足

##### ⑤ 大学内における問題

人文社会系と自然科学系の考え方の違い、現状認識の欠如

##### ⑥ 情報、報道機関への対応

##### ⑦ 国立大学としての積極的対応策の設定と実施

関連して八木委員より、「社会との繋がり」および「民間等との共同研究」の資料を基に社会との関わりにおける産学協同の問題について説明があった。

#### (2) 他大学との比較において国立大学のあり方

これについて添田委員より、国立大学の使命と役割を世間に知って貰う意味で、なぜ大学は国立でなければならないのか、また大学はどうあればよいのかという観点から、配付資料にある以下のような項目を挙げてみた説明があった。

##### ① 大学の歴史

##### ② 国・公・私立大学の特徴と欠点

##### ③ 国・公・私立大学の使命と役割

##### ④ 地方自治と大学（官・学）

##### ⑥ 地域と大学（産・学）

##### ⑥ 国と地方自治（財政のしくみ等）

##### ⑦ 附属研究施設、附属学校等

##### ⑧ 国立大学、公立大学、私立大学の悩み、 問題点

##### ⑨ 諸外国との比較（参考）

##### ⑩ 結論

関連して安永委員より、「国立教員養成系大学・学部存在理由と役割」について、檜委員より、「島根県における島根医科大学の立場とくに地域医療における貢献」について、藤井委員より「人文・社会系からみた国立大学の役割」について、それぞれ配付資料を基に説明があった。

#### (3) 国外からみた日本の国立大学のあり方

これについて近藤委員より、「日本の国立大学と先進諸国の大学の比較」についての資料を基に、日本の大学の短所よりも長所について考察しながら、教育・研究・財政等の面について説明があった。

#### (4) 人文科学の活性化を目標とした国立大学のあり方

これについて阿部委員より、人文・社会科学の諸研究分野の研究課題とその特徴について、配付資料「国立大学人文科学・社会科学系の任務と役割」を基に説明があった。

#### (5) 学内の後継者養成からみた国立大学のあり方

これについて花輪委員より、ただいままとめの整理中なので報告を次回に譲りたい旨述べられた。

#### (6) 行財政硬直化の実例からみた国立大学のあり方

これについて福田委員より次のように説明があった。

国立大学の存在の意義を主張するためには、現在のような科学技術の異常なまでの発展に伴って社会の問題、人間の問題が非常に重要になってきているという点を言うておくべきであ

る。そして、そのような新しい社会の発展と安定性のために、われわれは何をすればよいかということが基本的には必要であると思う。

以上の観点から筑波大学10年の歩みを顧みて、その長所、短所あるいは問題点と思われることを洗い出し、検討の資料として提出したいと考えている。

以上をもって各テーマごとの説明を終え、これに対して、次のような意見や質疑が行われた。

- 「社会からみた国立大学のあり方」のところでは、国立大学の目的は国家有用の人材を育てることであるということよりも、むしろ文化の担い手を育成する点にあるということを強調してもらいたいと思う。
- 検討テーマ全部に関わる問題であろうかと思うが、国立大学が社会の中でどんな役割を担ってきたか、また何を期待されているか、さらに将来何をなすべきであるか、といった点を明らかにすべきであると思う。
- 人文科学の活性化ということが1つのテーマとして取り上げられているが、自然科学についてはどのように考えられているのか。
- 自然科学の方は競争原理が働いていてそれなりの成果をあげているので特に取り上げなくてもよいのではないかと考えたわけであ

る。しかし、自然科学の問題もやはり取り上げて検討する必要もあると思うので、これは第5のテーマ（学問の後継者養成からみた国立大学の意義とあり方）のところでも扱ってもらうことにしてはどうだろうか。

- 臨教審における教員養成制度の見直しの議論の中に出ていた試補制度の問題については、国立教員養成系大学・学部ではどのように考えられているのか。
- 私個人としては、試補制度の導入については基本的には賛成であるが、具体的な問題として試補としての1年間の期間をどのようにするかという問題がある。1年間経てば教育の責任を持てることになるが、それまでの無責任期間の1年の空白をどのように補填しようとするのかという点が問題である。
- 国立教員養成大学がこれまでに果してきた日本の教育への貢献度について、どこかではっきりと書いてもらってはどうか。

おおむね以上のような意見の交換があり、次回には討議資料を用意してさらに論議することにして、本日の議事を終了した。

なお、本委員会の下に設置された「大学のあり方の検討小委員会」はこのたびの報告書作成を区切りとして解散することとした。

次回 9月30日（月） 10：00～12：30

日時 昭和60年9月30日(月) 10:00~12:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 石田委員長

藤井, 黒田, 福田, 小菅, 阿部, 花輪, 北條,  
八木, 飯島, 新野, 近藤, 熊谷, 添田, 安永,  
中村, 遠藤各委員  
下沢, 遠藤(丞)各専門委員

## 第1常置委員会

石田委員長主宰のもとに開会。

[議事]

### 1. 国立大学のあり方について

初めに委員長より、本問題の検討課題とその作業分担について次のように述べられた。

この国立大学のあり方の問題を検討していくに当たって、先般いくつかの検討事項を定めて、それぞれ分担を決めて作業を進めることとした。その検討事項と分担は次のとおりである。

- (1) 社会からみた国立大学のあり方  
北條, 八木, 下沢各委員
- (2) 私立大学等他大学からみた国立大学のあり方  
添田, 藤井, 檜, 安永各委員
- (3) 国外の教育体制からみた日本の国立大学のあり方  
近藤, 熊谷各委員
- (4) 人文科学系の活性化を目標とした国立大学のあり方  
阿部, 小菅各委員
- (5) 学問の後継者養成からみた国立大学の意義とあり方  
花輪, 黒田各委員
- (6) 行財政硬直化の実例からみた国立大学のあり方  
福田委員
- (7) 各大学の過去の歴史と未来像について  
遠藤, 中村各委員

なお、上記の検討事項のうち(7)項の「各大学の過去の歴史と未来像」ということについては、各大学へアンケートをしなければならないと思うが、その案文は私(委員長)と新野委員

の間でまとめて、11月総会前に各大学へ発送して12月締切りとしてはどうか考えているのかがであろうか。

以上の説明に関して、次のような意見が述べられた。

- 各大学へのアンケートについては、学長個人のものにすると、学長個人の見解ということになって大学全体の意見とはならないおそれがあるのではないか。
- アンケートを実施するに際しては、各大学のアンケートの回答の内容が他に漏れるようなことがあっては問題になる場合があるので、その点を配慮して慎重に扱う必要がある。ついで委員長より次のような説明があり、このアンケートの件が了承された。

この(7)項に関しては、去る6月総会において、私の考えとして次のように述べている。

今後、第1常置委員会で「国立大学のあり方」の問題を検討するについて、各大学で次の3点について自分の大学の評価をしていただきたいと思う。

その第1点は、国立大学では自校の校風を大学自ら描く努力をしていないように思われるので、自校の歴史と伝統を客観的に書く努力をしていただきたい。

第2点は、日本全体とのかかわりや地域とのかかわりの点から、また単科大学としてあるいは総合大学としての立場から、各大学がいかに

その役割を果たしているかについて現状の分析整理をしていただきたい。

第3点は、10年くらい後の自校の将来展望を考え、その姿を描いていただきたい。

最近、国立大学のあり方や問題が身近な問題として現われてきてその対応をせまられている状況にあるので、国立大学協会としてこれに柔軟かつ迅速な対応をするために、以上の点について各大学でぜひお考えおきたい。

以上の趣旨のようなことを総会の席で各学長にお伝えしたのであるが、これでアンケートをする場合の内容はほぼ言い尽していると思われるが、いかがであろうか。

以上で検討事項(7)項に関するアンケートの実施が了承され、このアンケートの案文については委員長と新野委員に一任することとした。

## 2. 各検討事項についての審議

初めに、委員長より前回までの審議経過について説明があったのち、本日の審議予定である(5)項と(6)項についての検討に入った。

### (1) 5項「学問の後継者養成からみた国立大学の意義とあり方」について

これについて花輪委員より、配付資料「後継者養成問題の検討ポイント」を基に概ね次のような説明があった。

国立大学は多くの研究の後継者の養成をしてきたことは事実であろうと思う。しかし、研究者養成のシステムが新制大学になって大学院制度に変わったということもあって、その後の情況を見ると、人文科学系の後継者養成については必ずしもうまくいっていないのではないかとと思われる。

また、就職の問題とのかかわりもあり、大学院で5年間在学して研究するという事は学生にとって大変なことではないかと思う。

後継者養成の情況について理科系の方面はどのような状態であるかよくわからないが、社会科学系では次のような実情がみられる。

第1点は、自校の大学院だけでは後継者養成は望めないということで、米国に留学させてPHDを取らせたいえこれを呼び寄せて自校の教官とするような傾向がみられる。これには経済的な問題が結びついてくるのではないかと考えられる。

第2点は、研究者としての後継者は、必ずしも大学の中から残るのではなくて、官界あるいは情報機関、金融界等からも大学教官になるという例が最近増えてきている傾向がある。このような傾向が増えてくると、特に大学院に5年間在学して研究しなければならないという理由も薄らいでくることになる。

このようなことから大学院制度を現在のまま進めていくことができるかどうかという不安がある。

それで、大学院をもう少し魅力的なものにするにはどうすればよいかということが考えられなければならないが、その一つの方策として、育英事業をもっと拡充すべきではないかと思っている。それからもう一つ考えられることは、現在の大学院制度を考え直して、助手制度を大学院制度の中に取り入れて、給金が出せるようにしてはどうかということである。

概ね以上のような説明があったのち、更に配付資料を基に3大学の大学院の実例について紹介があった。

これについて、次のような意見の交換があった。

○ 配付資料の中の「政策構想フォーラム」の内容にもみられるように、教育改革の構想には幾つかのタイプがあるが、自然科学系の方

では——科目によって異なると思うが——どのような後継者養成のルートができていのでしょうか。このような比較をしてもらえるといろいろな特徴がわかるので、整理をしてもらえると有難い。

それから、同じ社会科学系の場合でも、東京大学の法学部のように早くから優秀な学生を助手として最初から採用するというところもある。また神戸大学の経済学部では、修士の段階で助手に採用して海外へ2年間くらい留学させて勉強をさせている。

このようなルートを探っているところもあり、またそのほかいろいろなルートがあると思われるが、先程の説明の第1点の例として挙げられた海外でPHDを取ってきた人物とか、ある専門の分野で非常に有能な活動をしている人物をある年齢で採用するかたちなどは例外に考えるとして、第2点の例で挙げられている大学外からの研究後継者の導入というものを日本の経済系大学院ではどのように考えているのであろうか。

大体アメリカと日本の大学とでは教科の作り方、講義の仕方等が全然違っている。それからアメリカでは大学院大学というかたちで大学ができており、アメリカの大学院学生の学部学生数に対する比率は、日本の大学院学生の学部学生数に対する比率と比べると3倍程度となっている。そのような意味で、日本では本当の意味の後継者養成というか、専門家教育が出来ていないのではないかとと思われる。

そのような問題点がいろいろあるので、その辺を整理していただくと各学部ごとのいろいろな問題点が明らかになってきて、今後の大学のあり方、殊に後継者養成としての大学院のあり方の問題点が浮かび上がってくるので

はないかと思う。

- 博士課程を持っている大学と、修士課程しかない大学とでは後継者養成でいろいろ相違がある。

- 日本の大学院学生の収容比率がアメリカに比べて非常に低いので、この点を意識して日本でも“大学院大学”構想を考えている大学もある。

- 学部学生に対する大学院学生の各国の比率は、現在次のようである。

アメリカ	11.5%
イギリス	18.5
フランス	23.6
ソ 連	1.8
日 本	3.8

- 日本の大学において大学院の問題を一括して議論することはむずかしいと思う。自然系と人文科学系とでは事情が違おうであろうし、また自然系の中でも工学系と理学系とでは違いがあり、また医学系はこれとはさらに異なっている。社会科学系でも法科と経済とではまた自ら異なる点がみられる。

- 医学系には特殊な面がある。医学部では全体が後継者養成ということに考えられているので、後継者のポストに就くために大学院を出なければならないということはない。

医学部で一番問題となるのは、基礎系の分野において助教授なり助手なりのポストが空いているところがあることである。このように助教授や助手になり手が無いということは、それだけそのポストに魅力がないということであろう。これについては、生活を支えるための何らかの経済的な面の配慮が必要ではないかと考えられる。

- 自然科学系に関しては、学術審議会の方から若手研究者育成のデータが出ている。ま

た、その需給関係とか近い将来の見通し等については、産業界の方に依頼して、社会としてはどれくらいの人数が必要か、また大学の教員あるいは研究者としてはどれくらいの人数が必要かということが一応分析されているようである。

概ね以上のような意見の交換があって、本項についての審議を終った。

(2) 6項「行財政硬直化の実例からみた国立大学のあり方」について

これについて福田委員より、次の配付資料を基に要点の説明があった。

筑波大学における大学改革の成果  
(参考資料)

- (1) 筑波大学の教育方法の改善  
——共通科目——
- (2) 筑波大学の創設とその実績について  
——実施状況のレビュー——
- (3) 医学専門学群の教育の現状と今後の課題
- (4) 開学10周年レビューに係る検討事項

以上の説明に対し若干質疑応答が行われた。

以上のほか、4項の「人文科学系の活性化を目標とした国立大学のあり方」について、阿部委員より、前回説明のあった事項を文章化したものが提出された。

3. 臨教審に関する事項について

飯島委員（臨教審第4部会長）より第1次答

申以降の臨教審の審議の状況について報告があった。その報告の中で述べられた今後の主要な審議事項は次のとおりである。

1. 高等教育機関の個性化・多様化
  - (1) 学部教育の見直し
  - (2) 高等教育機関の柔軟性・開放性
  - (3) 高等教育機関の多様化
  - (4) 大学設置基準の見直し
2. 大学院の充実と学術研究の在り方
  - (1) 大学院の充実
  - (2) 学術研究
  - (3) 産・官・学の連携の推進
3. 高等教育機関の組織・運営等における活性化
  - (1) 組織・運営
  - (2) 教員
  - (3) 大学の評価
  - (4) 高等教育財政
  - (5) 大学の設置形態
4. 高等教育の役割・位置づけ及び政策の推進
5. その他
  - (1) 教員養成
  - (2) 生涯教育
  - (3) 国際化・情報化

以上の説明に関して質疑及び意見の交換があり、以上をもって本日の議事を終了した。

次回 11月25日（月）10：00～12：30

日 時 昭和60年9月20日（金）13：30～16：00  
場 所 国立大学協会会議室  
出席者 原田委員長

### 第3 常置委員会

林、山田、世良、加納、辰野、鈴木、吉利、本多、  
福井、中山、松本、高木、森本、吉武、榎本各委員  
小路、立野、小林各専門委員  
(文部省)猪又高等教育局学生課課長補佐

原田委員長主宰のもとに開会。

議事に先だち委員長から、今回新たに就任された加納六郎委員（東京医科歯科大学長）の紹介および本日文部省側から出席された猪又学生課課長補佐の紹介があった。

ついで、立野専門委員（東京大学学生部長）の現職退官に伴い、その後任専門委員として小林靖之東京大学学生部長を委嘱したい旨が諮られ、異議なく承認された。

#### 〔議 事〕

#### 1. 就職問題について

初めに委員長から、去る9月12日文部大臣と労働大臣が経済四団体の首脳と会見し就職協定問題や学歴社会の問題について会談したとことが報道されているが、本日は最近論議を呼んでいる就職協定の問題について意見を交換したい、と挨拶があり、ついで立野専門委員から次のような報告があった。

現行の就職協定では、企業側からの求人票等の大学への送付は8月1日以降、その求人内容等の学生への提示は9月10日以降、求人(求職)のための企業と学生との接触は10月1日開始、企業側の採用選考は11月1日開始、ということになっている。これが所謂「10—11協定」と呼ばれるものである。

この協定ができた当時(昭51)は、労働省もこれに参加して若干の制裁措置もあったが、その後同省はこの就職協定の遵守状況が好ましく

ないため行政的立場としての責任を持ってないとの理由からこの協定の決議への参加を取り止めた(昭56.11)。それ以降この就職協定は制裁措置のない相互の信頼を前提とした“紳士協定”となって今日に至っている。

ところが、この協定は毎年規定どおりに守られておらず、昨年は9月上旬には就職がほぼ内定するという状況であり、本年に至ってはこれが更に乱れて、7月には銀行を始め一部企業が採用内定を行いそれらの学生を拘束して他社の受験を阻むという状況にまで発展し、就職戦線は混乱の様相を深めている。

昨年12月の日経連のアンケート調査によれば、企業側においては90%が就職協定を守っていない実情が明らかにされているが、それにも拘らず企業側はこの協定の存続の必要性を認めているという奇妙な結果がでていいる。これに関連して、去る1月に、企業側が組織する中央雇用対策協議会の席上で、松崎日経連専務理事は、“就職協定の維持は続けるが、この協定について完全に情熱を失っている”との注目すべき発言をしている。

このような状況であるので、就職協定の取扱いについては企業側は勿論のこと、大学側としても突っ込んだ検討が望まれる時機に立至っているのではないかと思われる。

ついで猪又課長補佐から次のような説明があった。

去る9月12日の文部大臣・労働大臣と経済四

団体首脳との会議での主なことの第一点は、学歴偏重の問題、つまり指定校制の件であった。

このことについては約10年くらい以前から、文部大臣が企業側に対し、特定の大学の学生のみ入門を開きそれ以外の学生には就職の門を閉ざすことは望ましくない旨を再三にわたり申し入れてきた。当時は大企業のうち約20%が指定校制をとっていたが、最近では10%くらいに減ってはいるものの、文部省としては全面的に撤廃することを強く申し込んでいる。

これに対し、企業側は、すべての大学に募集案内を送付することは事実上不可能であるが応募を希望する学生に対し受験を拒むものではない、またこれを拒むような企業には団体として指導する、との態度を表明し、この点については意見の一致をみた。

第二点は就職協定の問題であった。この協定は多岐にわたる経緯があるが、要約すれば、あまり早い時期に就職内定することは、大学側、企業側ともに好ましいことではないので、一定の秩序を保って運用しようということであった。ところが、その後石油ショックの影響で、一度採用を内定したものを取り消す企業が出てきて、これが社会問題になった。それで、このような問題を未然に防止しようということで、大学側と企業側が話し合ってきたのがいわゆる「10—11協定」の背景である。この形態が約10年続いたが、その間企業側は必ずしも「10—11協定」を守ってこなかったのが実情であり、特に今年の状況は、7月中旬に“内内定”という形で学生と約束している企業もある状態である。このようなことを放置しておけば就職協定の存在意義がなくなるので、経済四団体の主脳に対し協定の必要性について大学側と話し合ってもらいたいとのことを企業側に申し入れた。

これに対し、企業側から話し合っ

て理解を得ている。

以上のような次第であるので、大学側も「10—11協定」が必要であるか否かを十分検討して頂きたい。そして、大学側の意見がまとまった場合は、企業側と必要な接触の場を設けることに今後とも努力したいと考えている。なお、毎年11月頃から翌年の就職事務の日程を決めることとしているので、本年中に来年の方針を決めて頂きたいと思う。

以上の説明があったのち、次のような意見の交換があった。

- この協定が決められた当時はこれが守られていたのか。それとも当初から問題をはらんでいたのか。
- 過去の経緯では“3年周期”という説があつて、初年度はよく守られるが2年目は少し崩れ、3年目には乱れ方がひどくなって、4年目に新しい条項を入れて約束し直すということが繰り返されてきた。4年前に労働省がこの協定から降りた当時は、労働省が降りても「10—11協定」の運営が可能だという判断に立ってこれの継続を取り決めたが、最近に至って乱れ方がひどくなっている。
- 元来企業側と学生との接触は10月1日以降ということになっているが、公務員を採用する大蔵省・通産省などの官庁ではその時期まで待っていると銀行などの企業に学生を取られてしまうので、7、8月頃から呼び出しをかけて接触しているという話もある。
- 大学側でも建前としては「10—11協定」を認めながらも内部的にはこれが崩れている状態のようなのであるが、このような現状を放置しておいてよいかどうか問題である。
- 自然科学系では4年生になってから実験を主体とした論文を作らせるわけだが、夏休み

すぎから実験の基礎的技術を教え込むにしても、ある程度就職の目処がついていないと学生が落ち着いて勉強しない。そのような事情からして4月か5月頃に就職の目処がつけば、学生の出席率もよくなり腰を落ちつけて実験に取り組めるようになると思われるので、就職は早目に決まる方がよいように考える。

- 就職協定の趣旨は、大学教育の正常化を乱さないことと、就職の機会均等を確保するということが建前であるが、これが合理的であるかどうか検討する必要がある。
- 一昨年私立大学側は、“企業研究”と称して自大学のOBのいる会社を積極的に訪問することを奨励したため、就職戦線の乱れが一層激化した。そのため大学側はOB訪問を中止したが、昨年は逆に企業側がOBを出身大学に出向かせるという現象が生じた。そこで企業側との定期的な懇談会の席上で、「学生にいくら協定の周知徹底を計っても企業側からの接触の働きかけがあれば、学生はどうしてもそちらへなびいてしまうので、個々の企業が“紳士協定”を尊重するという姿勢で自粛してもらいたい」旨を強調したが、なかなか守ってもらえない実情である。
- かりに就職協定を全廃した場合は、どのようなことになるであろうか。特に機会均等の面でどのような影響が出るであろうか。
- 自由勝手ということになると、特に短大をも含めた私立大学では、有名大学に先を越されて不利になるのではないかと非常に危惧を抱いている。
- いわゆる“一本釣り”は、就職協定の有る無しにかかわらず行われるのではないか。
- 私立大学の方では、協定があった方がよいと考えているのか、あるいは無くてもよいと

考えているのか。

- いろいろな事情があるようだが、協定はあった方がよいと考えているようである。ただし、私大側の年来の主張は、「10—11」でなく「7—8」くらいに繰り上げてもらいたいという意向である。

その理由は、協定が定めた10—11月という時期以前に就職が既に内定しているという実態があるということと、7月には学内試験が終わり夏休み期間中は学生が動き易いということなどである。

- 協定には罰則や拘束力はなくても、お互いがこれを尊重し守っていけば何らかの歯止めにはなるであろうということでこの協定が作られたのであるから、時々この協定を見直しながら運営するよりいたしかたがないのではなからうか。何らかの歯止めがないと大学側も企業側もいろいろな面で弊害がおこるであろうと考える。

概ね以上のような意見の交換があったのち、委員長から次のように述べられた。

これまでのご意見を伺うと、①守られない協定なら一度やめて様子を見たらどうか、②「10—11」という時期を早めて「7—8」にしてはどうか、③現状維持ではどうか、④ある程度の歯止めは必要であるが「10—11協定」にはあまり固執しなくてもよいのではないかと、等のご意見があったようであるが、この協定を大幅改正または廃止するとなると混乱を来たす大学も多く影響するところも大きいので慎重に取扱うことにしたい。それで、今回は就職協定の時期に幅を持たせる方向で更に議論をいたしたいと思うのでよろしくお願ひしたい。

## 2. 保健管理センターの整備充実について

このことについて委員長から、「アンケート集計報告その1」（配付資料）について小路専門委員から説明を願いたいと述べられ、ついで小路専門委員から配付資料に基づいて保健管理センターの職員構成・事務機構・業務内容・教育研究・所長の待遇・センター教官の資格審査・将来の位置付けなどについて説明があった。その要点を列記すると次のようである。

- このアンケート集計報告では、医学部のある大学とない大学に分類して集計をした。
- 定期健康診断の際、医学部のない大学は、ほとんど外部から医者などの応援を受けている。
- センターでの教育面の充実についてはその必要性を認める大学が多いが、小規模大学ではそこまで手が回りかねている状態である。
- 研究面が不満足という理由としては、テーマの設定が困難であるということのようである。また研究施設の不足しているところは医学部の有る無しで差があるようである。
- 科学研究費の交付は医学部のある大学の方が多い。

以上の説明に関して概ね次のような意見の交換があった。

- この問題についての先般からの議論で、“研究と教育の機能を保健管理センターに持たせてはどうか”ということが論じられたが、研究機能を持たせた場合その範囲をどのように考えているのか。
- 保健管理センターに来る医師またはカウンセラーは、創造性をもった新しい魅力のある分野を作りたいとの志向があり、単に自分の専門の研究範囲にとらわれず、原則としては

センターに関係する保健教育に関する研究部門を育てていくという考え方が多いようである。

- かりに保健管理センターに関する規模が改正されて研究・教育ができるようになったとしても、保健管理に関する研究に限定されると、大学の教官として自由な研究ができず、研究機能を充分発揮できないなどの問題が生じてくるので、理想としては自由な研究・教育ができる機構ということによいと思うが、差当っては保健管理に関する範囲内と考えることにしてはどうであろうか。
  - 私の大学では内科・精神科からそれぞれ1名の教官がセンターにきているが、センターにおける研究活動は人員や設備の点からして無理なため所属の研究室で研究を行っている。センターにおいても諸機器を使って学生の健康管理の統計処理などの研究はできようが、現在は教官一人が機器を取り入れて片手間に研究をするような時代ではなくなっている。
  - 新設医科大学は付属病院を持っているから保健管理センターは不要だという考え方を文部省は長い間持っていた。つまり、付属病院と保健管理センターとの業務は同じ役目であると考えていたわけである。ところが、昨年あたりから保健管理センターの設置を認めるようになったが、ただ採用する職員は医者では駄目だとの条件をつけられた。これは付属病院に医者がいるから、センターには不要であるとの考えによるようである。
- しかし、これでは旧設医大と新設医大は同じ保健管理センターという名称のものを持ったとしても、その中身が違うことになるが、これで果してよいものであろうか。
- 医者の採用は駄目だという文部省の考え方

の背景には、センターの在り方としてカウンセラーに重点を置くべきであるとの思想が存在しているのではなからうか。

- センターの教官を医学部から派遣してもらう場合、その教官は医学部との研究上の関係の維持を希望する場合が多い。センターはもともと学生の健康診断のためのものではあるが、しかし病状によっては脳波を調べたり、臨床検査を必要とする場合も多いので、ある程度の研究ができる施設であることが望ましい。
- 大学生の健康白書（昭和61年発行予定）の作成作業が進められているが、その中の約50校についての資料によれば、死亡した133人中約40人が自殺であり、病気退学100名中約半数以上が精神障害によるものとなっている。文部省はこれらの資料によってカウンセラーの必要性を裏付けようとしているのではなからうか。
- 省令によって各大学は保健管理センターを設けているが、このなかに研究・教育の側面がないということから、今後の保健管理センターの将来像としては健康管理に関連がある研究・教育の機能が果せる性格の施設に改変したいというのが本議題の趣旨なのであろうか。
- 昭和41年に、学生の厚生補導施設として事務機構の中に保健管理センターは位置付けられることになったが、学生ばかりでなく数千人にも及ぶ職員の健康管理も受け持っているのが実状である。

これ等の職員の健康管理は、国家公務員法による職員の健康及び安全保持の規程によりR I 取扱いや VDT 障害関係など相当厳しくかつ詳細に規定されている。

このような状況の下にあるので、法的には無理かと思うが、せめて研究のできる施設として省令のなかに位置付けられるような措置を講じてもらったら、センターに勤務する職員の志気高揚にも連なるものと思う。

- 保健管理センターは制度上は学生部とは別個の存在で学長直属の独立した組織になっているが、学生の厚生補導のための施設という省令上の表現になっているので、如何にも学生部に所属しているが如き印象を一般的に与えている。
- しかし実状は保健管理センターの予算は学生部予算に組み込まれており、概算要求時にも、予算執行の場合も、学生部を通じて行われている。制度上は独立しているであろうが、実状は学生部に所属しており、センターが独立している大学は少ないようである。

概ね以上のような意見交換があったのち、委員長から次のように述べられ、本日の協議を終了した。

学生部と保健管理センターとの問題については、学生部と連携を保たなければならない学生相談関係の事柄があり、その外にも検討を必要とする事項もあるので、次回はこれらのことについて更に論議することにした。

## 第6常置委員会

日時 昭和60年9月12日(木) 14:00~17:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 有江委員長

牧野, 町田, 松村, 大石, 種瀬, 斎藤(代:中村),  
大井, 早野, 西田, 池田, 大藤, 砂田, 石神各委員  
宮野, 前田, 築坂各専門委員

有江委員長主宰のもとに開会。

〔議事〕

### 1. 授業料問題について

初めに委員長より次のように挨拶があった。

国立大学授業料の問題については、前回に引きつづき本日もご検討を願うわけであるが、先ず大石委員より、国立大学の授業料についての見解のその後のまとめについて説明を伺ったうえでこれを基に審議を進めたいと思うのでよろしくお願ひしたい。

以上の挨拶があったのち大石委員より、配付の素案を基に次の事項について説明があった。

- (1) 高等教育の理念と授業料
- (2) 国立大学と私立大学の均衡
- (3) 考慮されるべき現実的諸条件
- (4) むすび

ついで委員長より、参考資料としてアメリカの2,600の大学の授業料の調査資料の提示があり、以上の説明を基に次のような意見の交換が行われた。

○ 授業料値上げに対して、国大協としてはこれまで「国立大学の場合は、国の責任において国家的見地から必要な人材を養成するという建前からしてその授業料はできるだけ低廉であるべきである」と主張してきたわけであるが、それだけの論法では最早通じない時代になっていると思われる。

- 委員長より提示のあった資料を見てもわかるように、アメリカの場合は私立大学と州立大学の授業料の比率は大体5分の1である。これは有名私立大学を卒業すると将来の利益が大きいため、在学中に支払う授業料もそれに相応して高くてもよいという考え方である。つまり、現在の時点での大学教育の利益ではなくて将来の利益に則して大学の授業料は考えられるべきものであるという発想である。
- 日本の場合は、将来の利益を基準として授業料を考えるということではなくて、むしろ基本的には現在の大学教育の機会均等を先ず考えて、後は国民の経済状況に応じてある程度の負担をするという考え方であると思う。そのような意味では、受益者負担という考え方ではなくて特殊な使用料として考えるというように議論を展開してはどうであろうか。
- 国立大学の授業料を値上げするという根拠の一つとして、現在国立大学の学生の家庭収入がむしろ私立大学の学生のそれよりも裕福なものが多いということが挙げられている。国立大学の学生の家庭収入についての全体の分布はなかなか調べにくいですが、最近の傾向として上位の方が多少増えてきているようにも窺える。このような状況が見られるのは有名国立大学の場合であって、一般的には国立大学学生の家庭収入は下位の層が多いのが実情である。

概ね以上のような意見の交換があり、その他原案について若干字句の修正等の指摘があったのち、委員長より次のように述べられた。

本日は時間的な余裕もないので、原案作成の細かい詰めについては財政小委員会に一任していただくことにしたい。なお、この授業料問題の今後の扱いについては、この「見解」に要望書を付して来る11月の国大協総会に提案したうえ関係方面に提出することとしたい。

## 2. 国立大学特別会計に関する諸問題について

初めに委員長より次のように述べられた。

国立大学特別会計に関する問題については、宮野、前田、築坂各専門委員にお願いして、昭和39年に「国立学校特別会計」の制度が発足した以後の国立大学財政の傾向および現状におけ

る問題点について検討してもらい、一応の案をまとめていただいた。まだ素案ではあるが、本日その資料をお手許に配付してあるので、これについてご意見をお伺いしたい。

これに対して、この資料の標題に関して質疑があり、これについては「国立学校特別会計について—その経緯と現状—」としてはどうか、との意見があったほか、原案の文言の不備、字句の修正等について指摘があり、この案については本日の意見を踏まえたいうえで更に小委員会において検討して取りまとめることとした。

以上をもって本日の議事を終了した。

次回 財政小委員会 10月7日(月)

13:30~15:30

本委員会 10月8日(火)

14:00~16:00

---

## 教員養成制度特別委員会

日 時 昭和60年7月12日(金) 14:00~16:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 井沢委員長

石井、小松、山田(舜)、須甲、椎名、阿部、丸井、

田浦、川端、後藤、坂上、釘宮、岡本各委員

山田(昇)専門委員

---

井沢委員長主宰のもとに開会。

[議 事]

### ◎ 今後の教員養成の諸問題について

初めに委員長から次のように挨拶があった。

本日は、今後の教員養成の諸問題ということについてご討議いただきたいと思う。今回臨教審から第1次答申が出されたが、次の検討事項の中には教員養成の問題が含まれることはほぼ確実のようである。そこで、本委員会としても教員養成に対する一応の見解は得ておく必要もあろうということで、本日午前中小委員会を開いて協議し、次のような諸点について検討して

はどうかということになった。

- (1) 大学における教員養成の内容について、これが完成教育であるかどうかという見直しの問題
- (2) 学理教育と実務教育との関連の問題
- (3) カリキュラムの再検討の問題
- (4) 教員の需給の状況から教員養成学部のあり方、一般大学の関わり方、教員の実際の志願者の精選を如何にすべきかという問題
- (5) 免許基準について見直しの問題
- (6) 教員の採用試験において大学はどのようなことができるか。あるいはどのような関わり合いを持つことができるかという問題

(7) 採用と研修との関連, 研修と教育実習との関連の問題

(8) 現職教員の再教育における大学の役割あるいはその再教育と大学院との関連性の問題

(9) 研修の内容の問題及び研修の機会の問題

(10) 評価の問題として, 職域における教師としての成長発達を計るという観点から適格性の問題

(11) 学制改革の動向との関連において教員養成をどのようにすべきかという問題

おおむね以上のような諸点について今後検討していったらどうかということであるが, これについて何かご意見があれば承りたい。

以上の提言について次のような意見の交換があった。

- 教員養成系学部の縮小というような話は出なかったのでしょうか。
- 現在の教員の需給関係を全国的に見たところでは, その問題はまだそれほど気にする状況にあるようには思われませんが, 68年度以降実際に児童数が減ってきた場合にどうなるのかという問題はある。殊に教育系大学ではそのような場合の対応については考えておかなければならないであろう。
- 総合大学の場合は, 他学部の協力を得てそのような状況に対する解決を図るということも考えられるが, 教育系大学では独自の解決方策を考えなければならないであろう。これについては, 例えば東京学芸大学とか愛知教育大学で構想されている日本語教育教員コースのようなものを設けてその方へ行かせるということも考えられるし, あるいは社会教育指導主事というような分野に進ませるとか, また企業などで行われている社員研修の教育担当の部署に行くことなどもできるのではな

いかと思われる。

このようにいろいろな進むべき途が考えられるので, 新職域の開拓について検討を進めるべきであろう。

- そのような新しい職域の開拓の問題について考える場合に次のような点を考えておくべきであろう。例えば日本語教育教員養成については, 今後の国際化の進展ということを考えればそのような教員を養成するということは必要であろうと思われるが, 養成という裏側には就職という問題があることを考えておかなければならない。

現在, 日本語教育教員のポストはあるのであるからこれを拡大するという事は考えられるが, このポストも何時かは限られたものになるのではなからうか。日本語教員が将来の職業として成り立つ可能性があれば非常に結構な構想であると思うが, 人材養成については就職についての将来性ということについても検討しておく必要があるのではなからうか。

- その点は尤もなことであるが, 私の大学で実施しようとする日本語教育教員養成は総合教育課程の中の日本語教育教員コースとして設ける構想のものである。

ただ, この日本語教育教員は児童を教えるというだけではなく成人の教育もするという事であるから, 学校教育の中には入らない種類のものだと思う。そこで将来の地位と安定度の問題が気になりになる。

- 社会教育指導主事の場合も, 将来の地位と安定度という問題を考えれば, 同様なことが言えるであろう。
- 社会教育指導主事になるのは殆どが小・中学校の教員であり, それも中堅クラスの教員になるようであるが, 県などでは, 途中で他

の行政の分野に転ずるとか、または元の教員に戻るといような状況で、社会教育指導主事という専門職として伸びていくことは無理のようである。

- 新しい職域の開拓の問題については私の大学でも随分前から検討しているが、新しいコースで養成した卒業生を出して果して安定的な職場が得られるかどうかということを考えると躊躇を感じる面がある。

それから、私の大学として頭の痛い問題は、昭和40年代に小学校教員養成課程の定員を160名増やしたことである。18歳人口は昭和68年度以降次第に減少するので、それに伴って教員養成系大学の学生定員は減らされることになるだろうが、それに伴って教官の増加分までそっくり減らされるということになるとこれは大変厄介なことになる。いずれ教官数の削減は免がれない成行となろうと思われるが、それ以前に何か説明のつく格好のものを構想せざるを得ない状況となっている。

- 教員採用の際に教育実習の評価をどの程度組み入れるか考えられているのであろうか。
- 現在私の県では教育実習の評価も加味しながら合否を決めているようである。しかし、おかしなことには教育実習で教師として適格者であると評価を受けた者の中に教員採用試験で不合格者が出ることである。もっと教育実習の評価を重視して貰いたいと思う。
- いま問題となっている教員の不適格者の排除ということについては、この教員採用試験の際に行うのが一番よいのではないかと考えられる。
- 私の県では、短期大学の卒業見込みの学生も一緒に教員採用試験を受験するが、短期大学での教育実習は2年次の遅い時期に行われているので、採用試験にはその評価が間に合

わないという問題がある。

- 教育実習の評価については、評価者によってまちまちな評価が出てくるという場合が考えられる。評価の問題については、その基準をどこに置けばよいかという問題や状況の変化ということもあろうし、そのような点をどのように揃えればよいかという問題があってもなかなか難しい点もあるが、基本的には大学教育の成果や教育実習の所見というものをもっと大切に取扱うべきであろうと考える。そして、それが本当に良い教師を選ぶということに繋がるのではないと思われる。

そこで小委員会では、実際に教育実習の評価を教員採用試験の判定の一部に取り上げて実施している県について調査を行い、そのデータを集めて検討してはどうかという意見も出されている。

- 教員採用試験は県の教育委員会の仕事であり、相手のあることでもあるが、一緒に考えていかなければならない問題であろう。
- これは北海道という地域の特殊な問題であるかもしれないが、次のような要望が出されている。
  - ① 複式の教育講座というものを教員養成課程の中ではっきりと位置づけてほしい。
  - ② 障害児教育について、特殊学級の教員だけでなく普通学級の担任教員でも障害児を預って一応教育ができるような教員養成のあり方を検討してほしい。
  - ③ 教員の人事交流ということに関わる問題でもあるが、最近特に僻地の教員に定着性がないという傾向がみられる。このような傾向に対して何かよい方策を考えてほしい。以上のような問題が要望として強く出されている。

これについて若干意見の交換があったのち、

本日の議事を終了した。

## 図書館特別委員会

日時 昭和60年8月8日(木) 13:30~15:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 松山委員長

町田, 川井, 加藤, 山崎各委員

長沢, 井上, 今村, 田中各専門委員

松山委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から、新たに専門委員に就任した井上如東京大学文献情報センター教授の紹介があったのち議事に入った。

〔議事〕

### ◎ 学術情報センターの整備促進について

初めに委員長から次のように述べられた。

本日取り急ぎご参集を願ったのは、前回の当委員会では文部省から、学術情報システムの推進に必要な改善・改革を重点項目の一つとして来年度の概算要求に盛り込みたいので、国大協においてもこれの推進に協力してほしい旨の要請があったので、これに関する要望書の作成について協議することにした次第である。この要望書の提出時期については、予算折衝上の関係もあり、なるべく早くしてほしいとの文部省の意向なので、本日成案を取りまとめ、これを持ち回り理事会に諮ったうえ適当な時期に提出するよう取り計らいたいので、ご了承いただきたい。

以上のような説明があったのち、その叩き台となる二つの素案（「学術情報システムの整備促進に関する要望書（案）」及び「学術情報センターの設置に関する要望書（案）」）の提示があり、これに関して概ね次のような意見の交換が行われた。

- この要望書（案）は取り急ぎ論点を絞ったということになるのか。また昨年度、一昨年度の要望内容との関連性はどのようになるのか。

か。

- 学術情報センターに関する要望書は、最近国立大学図書館協議会の方から出されているが、当委員会としては、昭和56年度以降出していない。

また、この案については、焦点を絞って要望した方が効果的であるとの考えのもとで作案したものである。

- 要望書（案）には“学術情報センターを明年度創設されるよう要望する”との文言があるが、敢て昭和61年度としたのはその実現の可能性があると判断のうえでのことであろうか。
- 国大協からの要望書に“昭和61年度実現を要望する”と明記するのは如何かとも思うが、この学術情報システムの整備の問題は学術会議や学術審議会などでも重視しているところであり、一方、他の方面にも有力な対案が出されている状況もあるので、この際来年度からのスタートを要望してもよいのではないかと思う。
- この学術情報システムが整備され、各大学が学術情報センターと接続してサービスを受けようとする場合、その整備のために各大学が最低限どの位の予算措置をしなければならないかという点についても検討しておく必要がある。また、その予算を通すためには、この関係の予算の要求順位を高くする配慮が必要であろう。

- 私の大学では、図書館長を中心にした委員会を作って情報体制の整備について検討し、いよいよ概算要求に踏み切ろうということになったが、他にいろいろ案件があって今のところ上位への位置付けは難しい状態にある。
- 各大学が電算化、ネットワーク化を導入することが大学の研究教育に有効であるということをして学内に浸透させる必要がある。

また、この要望書(案)の中で「文献情報センター」の組織やサービス内容について、“期待されているものに程遠い状況である”と記されているが、実際にこれが導入されている大学にとっては有効性が実証されている

のであるから、その点をもっと強調しないと、情報システム化のメリットが他の人々に浸透しないであろう。

その他要望書(案)の字句、表現等について若干意見が交されたのち、委員長から次のような提言があり、了承された。

要望書(案)についていろいろご意見を伺ったが、本日その取りまとめをするのは無理と思われるので、本日伺ったご意見を基に私の手許で早急に原案をまとめ、改めてご連絡することにした。

以上をもって本日の議事を終了した。

## (第19回) 入試改善特別委員会

日 時 昭和60年9月10日(火) 10:00~12:30  
 場 所 国立大学協会会議室  
 出席者 松田委員長  
 藤井、山田、福田、井出、天野、小林、丸井、  
 谷口、永田、松井、池田各委員  
 (大学入試センター) 薮天所長、白石管理部長

松田委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように述べられた。

過般本委員会で取りまとめた「国立大学入学者選抜方法の改革について(案)」については去る6月3日開催の理事会において了承を得たうえ6月総会に諮ったところ若干修正を施してこれが承認された。

この結果、共通第1次学力試験については、昭和62年度より、国語、社会、数学、理科、外国語の5教科5科目(社会については「倫理、政治・経済」、「日本史」、「世界史」、「地理」のうちから1科目、理科については「物理」、「化学」、「生物」、「地学」のうちから1科目を選択解答)について試験を実施することとし、入学志願者に要求する受験教科の数については各大学が決定するが、5教科を受験させることが望

ましい、とした。また、国立大学の受験機会の複数化については来る秋の総会を目処に引続き検討をすすめることとなった。

一方、その後6月26日に臨時教育審議会より教育改革に関する第1次答申が提出されたが、その中で国・公・私立大学参加による新しい「共通テスト」の構想が提起された。そして、これを巡り中曽根総理大臣や藤波官房長官から、共通第1次学力試験に代る「共通テスト」の早期導入を希望する発言があった旨が新聞紙上等に報道され、入試改善問題の動きが俄に活発化する様相を呈するに至った。

それで、去る7月10日に臨教審問題懇談会(今年2月設置。理事会構成員より選出された11名で構成)を開催し、これらの動向に対する本協会の対応方について協議を行ったが、これ

に対しては会長のご意見もあり今少し事の成行きを見守って当面は特別にアクションはとらないこととした。

それから、過般の総会で決定された昭和62年度共通第1次学力試験の出題・解答教科・科目が決定されたことを承けて、その後各大学・学部におけるそれぞれの出題・解答教科・科目が決定され、その状況が去る9月6日文部省より公表されたが、それによると、大部分の大学・学部は「5教科5科目」を受験教科目に課しており、これは先に各大学宛行った改革案についてのアンケート結果からほぼ予想されたとおりの結果であった。

次に、本日の議題である国立大学の受験機会の複数化に関することであるが、これについてはその後、本委員会の小委員会、入試実施方法検討合同委員会（本委員会小委員会、第2常置委員会小委員会および大学入試センター実施方法専門委員会の関係者をもって構成）において具体的な案の取りまとめについて検討が行われた結果、二つの複数化案が取りまとめられた。これについて後刻、丸井委員より説明を伺ったうえでご審議いただくとともに、秋の総会に向けて本委員会案の取りまとめをどのようにすすめてゆくかについてもご協議いただくこととしたい。

なお、関連して、臨教審の第1次答申を承けて共通テスト構想の具体化を検討するため文部省内に設置された「大学入試改革協議会」における審議状況について概略ご報告申し上げておきたい。

この大学入試改革協議会は、国立大学、私立大学および高等学校関係者並びに学識経験者等18名で構成され、そのうち国立大学関係からは当協会会長の森東京大学長と私、それに学識経験者として天野東京大学教育学部教授が、また

大学入試センターから堯天所長が参加されている。同協議会の第1回の会合は去る7月30日に開催され、初めに内田健三元共同通信論説委員長を会長に選任した後、臨教審における大学入試改善に関する検討の進展状況等について、同協議会の飯島第4部会長より説明を伺った。第2回は8月27日（火）に開催され、さらに第3回が明日開催される。そして当面は、入試改革の問題について各委員間で共通理解を図ることを重点に議論を重ねることとし、しかるのちワーキンググループを設けて具体的な検討をすすめてゆくこととなっている。

なお、同協議会の設置に当たり文部省から国立大学関係者として私と森会長に同協議会への参加要請があったことに対し、目下の情勢下で国大協の一員としてこれに加わることが果たして適当かどうか躊躇されたが、これについて森会長と相談した結果、これに参加してその中で国大協の意見が反映されるよう努めることにした方がよいのではなからうかということになり、森会長とともにこのメンバーに加わることとしたので、この旨ご了承いただきたい。

概ね以上のような説明および報告があったのち、議事に入った。

#### 〔議 事〕

#### ◎ 受験機会の複数化について

初めに丸井委員より、配付資料をもとに複数化案について次のような説明があった。

去る6月総会以後、本委員会小委員会を2回、第2常置委員会小委員会を1回、入試実施方法検討合同委員会を2回それぞれ開催し、受験機会の複数化についてその実施の方法・日程等具体的な実施案の取りまとめについて幾つかの私案をもとに、これの実施時期（年度）の問題と併せて検討を行った。

その検討した複数化案を大別すると、第2次試験について、①各大学・学部を何らかの方法で調整し2乃至3のグループ別に振り分けて試験を行う、②希望する大学・学部はこれらの試験期日以外にずらして試験を行う、の二つに分けられるが、ただ、ここで提起されたいずれの案についても短時日で解決困難な隘路がある。しかし一方、入試改善問題についての論議を巡る社会的な客観情勢からみると、速やかに国立大学の受験機会の複数化を図る必要があるため、それらの事情を勘案し、この受験機会の複数化については予ての方針どおり何らかの方法で昭和62年度よりこれの実施に踏み切るべきではないかということになった。それで、これについては時間的な制約もあるので、当面する62年度の分と、63年度以降とを一応切り離して考え、差当り62年度については暫定案によって試行することとしてはどうかということとなり、これまでの議論を踏まえて二つの複数化案を取りまとめた。それがお手許配付の「国立大学の受験機会の複数化についての日程Ⅰ（連続案）」と「同Ⅱ（分離案）」であり、これについてご検討いただいたうえ複数化案の取りまとめをすすめたいと考える。

ついで松井委員より、同委員が入試実施方法検討合同委員会のワーキンググループにおける議論をもとに国立大学の受験機会の複数化に関する問題点等を整理した配付資料「国立大学の受験機会の複数化に関する検討項目と問題点」について説明があったのち、配付資料（「連続案」および「分離案」）をもとに複数化案の取りまとめ方について審議を行った。なお関連して、この両案作成の基となった添田、小林、永田各委員の私案についてそれぞれ説明があり、これについて併せて討議された。

以上の結果、受験機会の複数化については早期にその実現化を図るため、差当り昭和62年度については、提起された「連続案」または「分離案」のいずれかの方法により暫定的に試行することとしてはどうかということになり、これについて各大学長個人宛アンケートを行い、その結果を踏まえて本委員会案を取りまとめることとした。そして、3日後の9月13日に小委員会を開催し、本日検討した原案をもとに複数化についてのアンケート案を作成のうえ松田委員長名をもって各大学長宛送付することとした。

以上をもって本日の会議を終了した。

---

## 大学院問題特別委員会

日時 昭和60年9月18日（水）14：00～16：30  
場所 国立大学協会会議室  
出席者 大藤委員長  
横山、坂上、田中各委員  
田中（嗣）専門委員

大藤委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より委員長就任の挨拶があり、ついで今回新たに委員に就任された横山亨横浜国立大学長の紹介があったのち議事に入った。

### 〔議事〕

#### 1. 委員の交代について

これについて委員長より次のように提案があり、異議なく承認された。

学長任期の満了により近く本委員会の委員を退任される金子曾政金沢大学長並びに猪初男新潟大学長の補充として、両大学の新学長に新たに本委員会の委員に就任していただくことにしてはいかがでしょうか。また、田中嗣生専門委員には、このたび金沢大学事務局長を辞職されることになったので、その補充として杉林嘉一岡山大学事務局長を新たに専門委員に依頼することにいたしたいが、いかがでしょうか。

## 2. 委員会の今後の運営方針について

これについて委員長より、配付資料「本委員会運営の今後の方針」を基に説明があり、これに関して次のような意見が交された。

- 連合大学院や総合大学院という新構想による博士課程の設置が一部認められたことは非常に結構なことであるが、それ自身になお問題があるように思われるので、今後その問題点を解明していくことが必要であろう。
- この「今後の運営方針」の中で、文部当局が博士課程の新設を抑制している理由としてオーバードクターの存在を挙げているというように述べているが、抑制の理由としては旧設大学院における修了者の需給問題や博士課程の水準を高めるための重点的整備という点が問題となっているのではないかと思われるので、その辺の表現を検討して頂きたい。
- 「今後の運営方針」の案の中で大学間格差の問題に触れているが、わが国の大学の歴史ではいろいろな段階があり、レベルの違いもあるので、その辺の事情を考慮しながら述べるべきではなからうか。

- この案は、内部的な資料としてまとめられたのであろうか。
- これは、今回大学院の問題のまとめをするに当たって、その最後のところに委員会の今後の運営方針として提示しようと考えたものであるが、もう少しその内容に検討を加えたいと思っている。

おおむね以上のような意見交換があったほか、この「運営方針（案）」の表現について若干修正意見が述べられた。

次に報告書の全体としてのまとめについて委員長より次のように述べられた。

旧設大学院の問題のまとめについては、田中小委員長の方で取りまとめているのでこれは別個の形で提出されることになるが、新設大学院を含む大学院問題全体としての報告書は次のような構想でまとめることにはどうかと考えている。

### I 本委員会成立の歴史

### II 国立大学大学院について

- (1) 国立大学における大学院の位置づけ
- (2) 新設大学における大学院の現状と問題点

○ 総合大学院

○ 連合大学院

○ 積み上げ式大学院

- (3) 旧設大学院について

### III まとめ

以上の提案に対し若干意見の交換があって本日の議事を終了した。

次回 10月21日（月）10：10～14：00

昭和60年7月～9月

- 7月10日(水) 13:30 臨教審問題懇談会
- 7月12日(金) 10:00 教員養成制度特別委員会小委員会  
14:00 教員養成制度特別委員会
- 7月15日(月) 10:00 入試改善特別委員会小委員会  
13:30 入試実施方法検討合同委員会
- 7月29日(月) 14:00 第1常置委員会
- 8月8日(木) 13:30 図書館特別委員会
- 8月19日(月) 10:00 入試実施方法検討合同委員会
- 8月28日(水) 13:30 第2常置委員会小委員会
- 9月5日(木) 13:30 入試実施方法検討合同委員会
- 9月6日(金) 13:30 アメリカ州立大学協会学長団訪日に関する事務打合せ会
- 9月9日(月) 13:00 第2常置委員会小委員会
- 9月10日(火) 10:00 入試改善特別委員会
- 9月12日(木) 14:00 第6常置委員会
- 9月13日(金) 10:00 入試改善特別委員会小委員会
- 9月17日(火) 10:00 大学院問題特別委員会小委員会
- 9月18日(水) 14:00 大学院問題特別委員会
- 9月20日(金) 13:30 第3常置委員会
- 9月26日(木) 10:00 教員養成制度特別委員会小委員会
- 9月27日(金) 10:10 大学院問題特別委員会小委員会
- 9月30日(月) 10:00 第1常置委員会

# 要 望 書

## 学術情報センターの創設に関する要望書

昭和60年10月11日  
国立大学協会会長  
森 亘

昭和55年1月学術審議会より学術情報システム整備について答申が発表された際、国立大学のみならず、公私立大学の研究者その他の関係者も、その構想がわが国の学術研究のすべての領域にまたがる共通の基盤を確立するものであるとの認識から、等しくその早期実現を期待したものであります。しかしながら、その後システムの中核機関となるべき学術情報センターが未だ設置にいたらず、システム全般の整備が大幅に遅延している事態は、この大きな期待を損うこととなっているのみならず、学術情報の逐年多量・多様化の中にあつて、研究活動の進展にいよいよ支障を来たす結果となっています。

今日、国際社会において、我が国が独創的、先端的学術研究の振興を図っていく上で、学術研究情報の流通体制を確立することは、最も基本的条件をなすものであります。国の財政事情も極めて逼迫している時局ではありますが、学術情報システム整備の促進に向け、下記の事項につき貴職の特段の御配意、御協力の程お願い申し上げます。

### 記

#### 1. 学術情報センターの創設

本構想による学術情報センターは、全国の国公私立大学を通信回線で結び、各種の学術情報の蓄積、形成、提供を行うわが国の学術研究情報流通の、まさに中核的役割を果たす機関である。また、同センターは、諸外国の研究情報センターとも連携することによって、わが国の学術振興に寄与するとともに、学術研究に関し国際社会においてわが国の担うべき責務を果たす上でも、不可欠な機関となるべきものである。

この構想を実現するため、昭和58年度から発足した東京大学文献情報センターは、本年度から数大学との間で一部サービスを開始する段階に至っているが、学術情報センターに期待されている組織体制やサービス内容からは程遠い状況である。一方、これを基盤として新たに発足させようとしている学術情報センターについては、文部省での数年にわたる調査は既に終了しており、さらに文献情報センターでの一部サービスの開始によって、学術情報センター設置のための諸準備はすでに完了しているものと理解される。

以上の点にかんがみ学術情報センターが最も早い機会に創設されることを強く要望するものである。

## 2. 学術情報ネットワークの整備

前述のとおり学術情報システムは、学術情報センターと全国の国公私立大学とのネットワークにより、学術文献の目録・所在情報や二次情報の検索・提供等の各種の情報サービスを行うものである。従って、学術情報センターの創設とともにネットワークの主要構成機関である図書館、大型計算機センター、情報処理センターの充実、発展が、このシステムを構築する上で不可欠の条件となっており、これら機関の整備についても格段の配慮をあわせて要望するものである。

# そ の 他

## ■学長等の異動

### ○ 学長の交代

(大 学)	(前 任)	(新 任)
東京学芸大学	阿部 猛	関 四郎
東京工業大学	松田 武彦	田中 郁三
新潟大学	猪 初男	茂野 録良
金沢大学	金子 曾政	本陣 良平
大阪大学	山村 雄一	熊谷 信昭

### ○ 役員の交代

	(前 任)	(新 任)
副 会 長	松田 武彦 (東京工業大学長)	種瀬 茂 (一橋大学長)

### ○ 委員長の交代

(委員会)	(前 任)	(新 任)
第2常置委員会	猪 初男 (新潟大学長)	丸井 文男 (愛知教育大学長)
入試改善特別委員会	松田 武彦 (東京工業大学長)	沢田 敏男 (京都大学長)

### ○ 委員の交代

(委員会)	(前 任)	(新 任)
医学教育に関する特別委員会	吉田 久 (東京医科歯科大学長)	加納 六郎 (東京医科歯科大学長)
〃	猪 初男 (新潟大学長)	茂野 録良 (新潟大学長)
〃	山村 雄一 (大阪大学長)	早野 三郎 (岐阜大学長)
大学院問題特別委員会	金子 曾政 (金沢大学長)	本陣 良平 (金沢大学長)
〃	猪 初男 (新潟大学長)	茂野 録良 (新潟大学長)

### ○ 専門委員の解嘱

(委員会)	
第3常置委員会	立野 晴夫 (東京大学学生部長)
大学院問題特別委員会	田中 稠生 (金沢大学事務局長)

○ 専門委員の委嘱

(委員会)

第3常置委員会 小林 靖之(東京大学学生部長)

大学院問題特別委員会 杉林 嘉一(岡山大学事務局長)

■ 寄贈図書

大阪大学五十年史 通史(大阪大学)

PHENIXCOMP 1985/8 No. 15(広島大学)

研究年報 1985 Vol. 5(九州芸術工科大学)

大学と学生 特集 在米生合宿研修(文部省)

大学時報 特集 臨時教育審議会第一次答申(日本私立大学連盟)

東海大学紀要(東海大学)

会報 第55号(大学基準協会)

長岡技術科学大学研究報告第7号(長岡技術科学大学)

## 国立大学協会の組織（昭和25.7.13創立）

- 総会（春秋2回開催。各国立大学の代表者）
- 理事会（会長・副会長を含む理事21名，各常置委員長）
- 監事 2名
- 常置委員会
  - 第1常置委員会（大学の組織・制度 研究・教育体制）
  - 第2 “ （学科課程・入学試験等）
  - 第3 “ （学生の厚生補導）
  - 第4 “ （教職員の待遇改善）
  - 第5 “ （大学間の協力）
  - 第6 “ （大学財政・学費）
- 特別委員会
  - 科学技術行政特別委員会
  - 医学教育に関する特別委員会
  - 教養課程に関する特別委員会
  - 大学院問題特別委員会
  - 図書館特別委員会
  - 教員養成制度特別委員会
  - 入試改善特別委員会
- 特別会計制度協議会

## 編集後記

- \* 秋も次第に深まり、朝夕は冷気身に沁みる頃となりました。恒例の秋の総会も間近に迫り、事務局一同多忙な日々を送っております。
- \* 行政改革に続く教育改革の進行に連れ、大学に関わる問題も相次いで提起され、当協会もその対応に何かと多事な昨今です。
- \* 本号の「巻頭言」には、井沢三重大学長の“ボケ老人にならないために”をご寄稿いただきました。ご多忙のところご執筆くださいました先生のご厚意に対し深く感謝申し上げます。
- \* 向寒の初各位の一層のご自愛をお祈り申し上げます。(R)

柿たわわ昼のにわとり鳴きにけり

竜石

会報発行=年4回(2月・6月・8月・11月)

昭和60年11月9日 印刷  
昭和60年11月11日 発行 (非売品)

# 会 報 第110号

(第35巻第4号 通巻第110号)

編集兼  
発行者

石塚 龍之進

発行所

国立大学協会事務局

郵便番号 113 (東京大学構内)  
東京都文京区本郷7丁目3番1号  
電話 03 (812) 2111 内線 (7950・7951)  
03 (813) 0647

印刷・製本 文唱堂轄